

かけがえのない農地を守るために

- 耕作放棄地対策推進の手引き -

STEP1

現状把握

STEP2

検討・実施

STEP3

定着・発展

平成22年3月
農林水産省

- 目次 -

耕作放棄地の現状と課題

ページ

- 農地面積の減少と食料自給率の低下 2
- 「耕作放棄地・遊休農地」とは 2
- 耕作放棄地の現状 3
- 平成20年度に実施した現地調査からみた耕作放棄地の実状 5
- 耕作放棄地の発生抑制・解消に向けた取組を促進しよう！ 6

耕作放棄地解消マニュアル

- 耕作放棄地解消マニュアルの概観 7
- STEP 1 現状把握 8
- STEP 2 検討・実践 11
- STEP 3 定着・発展 34

参考資料

- 耕作放棄地対策に係る法的措置について 36
- 再生作業の実際 38
- 耕作放棄地に関する意向調査（平成21年）の結果概要 48
- 耕作放棄地発生防止・解消のための施策索引 50
- 耕作放棄地解消後の経営安定・発展のための施策索引 51
- 耕作放棄地施策に関する都道府県相談窓口一覧 52

耕作放棄地の現状と課題

農地面積の減少と食料自給率の低下

我が国の農地面積は、昭和37年～平成21年の48年間に、約105万haが農用地開発や干拓等で拡張された一方、工場用地や道路、宅地等への転用等により約253万haが潰廃されたため、609万ha（昭和36年）から461万ha（平成21年）へと減少しています。

他方、食料自給率は、食料消費パターンの変化も相まって、73%（昭和40年度）から41%（平成20年度）にまで減少しており、これは主要先進国中で最も低い水準です。国際的な食料事情がいつそう不安定化することが予想される中で食料自給率の向上を図るためには、優良農地の確保と有効利用を進めることが重要となっています。

農地の減少理由として「耕作放棄」によるものの割合が約51%、農地転用によるものの割合が48%となっており（平成21年耕地面積統計）、優良農地の確保と有効利用を進めるためには、転用規制の厳格化はもとより、耕作放棄地の解消及び発生防止が喫緊の課題となっています。

「耕作放棄地」・「遊休農地」とは・・・

「耕作放棄地」とは、農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている統計上の用語です。

一方、「遊休農地」は、農地法において、

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（ を除く）

と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のことです。

「耕作放棄地」と「遊休農地」を比較すると、「遊休農地」の方が対象とする農地の範囲が広がっていますが、本マニュアルでは、法令等に定めがある場合等を除き、一般的に使用されている「耕作放棄地」の用語を用いることとします。

耕作放棄地の現状

耕作放棄地面積について

耕作放棄地はこの20年間増加しています。耕作放棄地面積は、昭和60年までは、およそ13万haで横ばいでしたが、平成2年以降増加に転じ、平成17年には、埼玉県的面積に相当する38.6万haとなっています。

また、農地面積が減少する中、耕作放棄地面積率は、昭和60年から平成17年にかけて約3倍に増加しています。

耕作放棄地の所有を農家の形態別にみえますと、主業農家及び準主業農家の耕作放棄地面積は、平成2年以降横ばいで、平成12年から17年にかけてはむしろ減少しています。

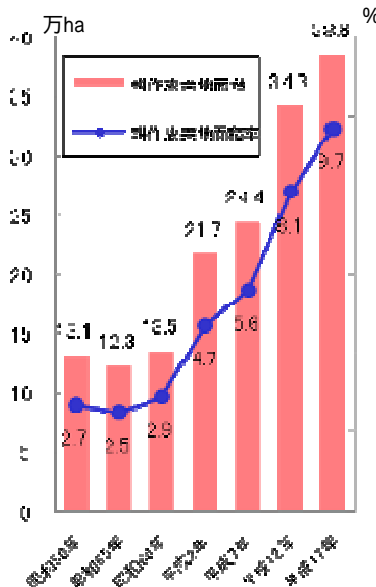
一方、土地持ち非農家や自給的農家の耕作放棄地は増加傾向にあります。平成17年には耕作放棄地面積38.6万haのうち24.1万ha（6割強）がこれらの農家によって占められています。

また、土地持ち非農家及び自給的農家の耕作放棄地面積率は3割前後となっており、他の経営形態とは明らかな差があります。

農業地域類型別に耕作放棄地面積率をみえますと、山間農業地域が最も高く、平成17年には14.6%と、平地農業地域の3倍に近い率となっています。次いで都市的地域、中間農業地域が12%を超える率になっています。

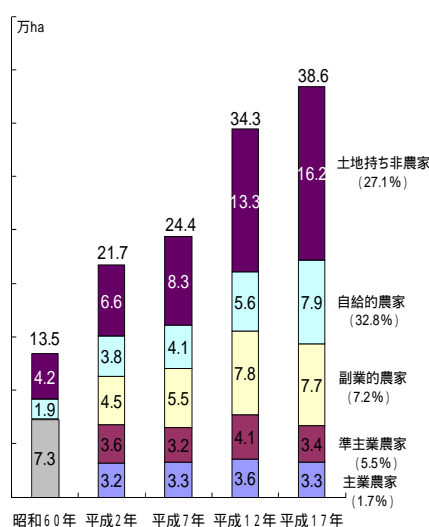
一方、耕作放棄地面積の増加割合をみえますと、平成7年から平成17年の10年で都市的地域が179%、平地農業地域が146%、中間農業地域が158%、山間農業地域が155%と都市的地域の増加割合が大きくなっています。

耕作放棄地面積の推移



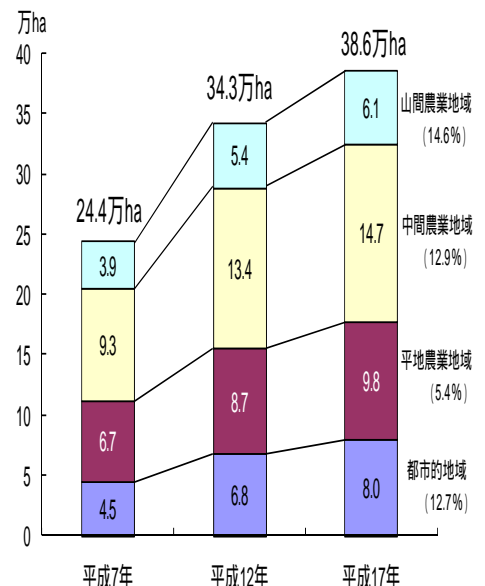
資料：農林水産省「農林業センサス」
注：耕作放棄地面積率は、
耕作放棄地面積 ÷ (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積) × 100

農家の形態別の耕作放棄地面積



資料：農林水産省「農林業センサス」
注1：昭和60年については、主業・準主業・副業的農家の区分がない。
注2：平成17年の()内の数値は農家形態別の耕作放棄地面積率である。

農業地域類型別の耕作放棄地面積



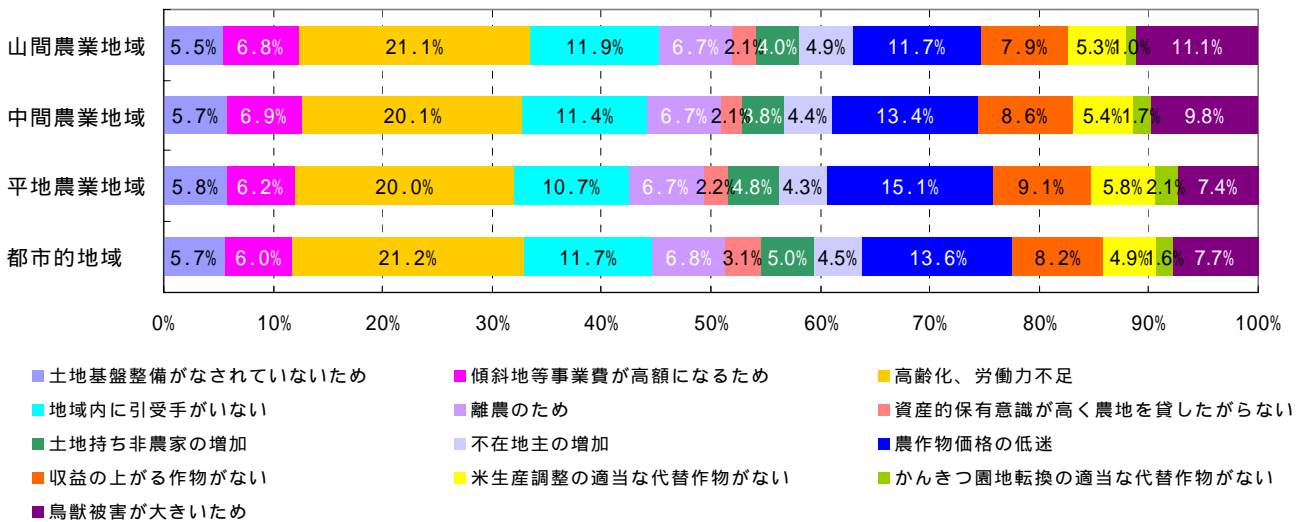
資料：農林水産省「農林業センサス」
注：平成17年の()内の数値は農業地域類型別の耕作放棄地面積率である。

耕作放棄地の発生原因

平成21年に実施した全国市町村を対象としたアンケート（詳細結果は後述）によれば、耕作放棄地の発生要因は、全ての地域類型において「高齢化・労働力不足」が最も高くなっています。

「地域内に引き受け手がない」も比較的高く、地域内の耕作者が減少していることが大きな要因となっています。また、「農産物の価格低迷」や「収益の上がる作物がない」といった農業経営条件の悪化も大きな要因です。

地域的には、中間・山間農業地域において「鳥獣被害が大きい」との割合が大きくなっていますが、それ以外の要因にはあまり差が認められず、耕作放棄地の発生要因が地域差を超えて一般化していることがうかがえます。



耕作放棄地が与える影響

耕作放棄地は、周りの環境に様々な悪影響を与えるおそれがあります。また、一度耕作をやめて数年経てば、農地の原形を失うほどに荒れてしまいます。

耕作放棄地が及ぼす周辺地域の営農環境への悪影響としては、病虫害・鳥獣被害の発生、雑草の繁茂、用排水施設の管理への支障等が考えられます。また、地域で中心となって農業を担う経営者への農地集積の阻害要因ともなっています。

地域住民の生活環境への悪影響としては、土砂やゴミの無断投棄、火災発生の原因となる等が考えられます。

中山間地域等、上流地域で発生した耕作放棄地は、周辺の営農・生活環境を悪化させるだけでなく、下流地域の国土保全機能の低下をも招くことが考えられます。

平成20年度に実施した現地調査からみた耕作放棄地の実状

平成20年度において
 「人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地を行うことにより耕作することが可能な土地(緑)」「草刈り・耕起・抜根・整地では耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地(黄)」「森林化・原野化している等、農地に復元して利用することが不可能な土地(赤)」を、市町村及び農業委員会の現地調査によって分類しました(以下、「本調査」という)。

調査範囲が一部の区域に留まる市町村や未報告の市町村があるため、市町村の区域の全域又は農用地区域の全域について本調査を実施した市町村の調査結果報告を基に、「緑」、「黄」、「赤」の区分別に全国面積を推計すると、以下のようになります。

「緑+黄」は全体の52.5%という結果であり、これらの農地の荒廃が進まないうちに適切な解消対策を実施することが重要です。

【平成20年度現地調査結果 全国推計値】

(単位:万ha)

	緑	黄	小計 (緑+黄)	赤 (判断未了)	赤 (非農地)	合計
農用地区域	4.7	3.6	8.3	3.4	1.1	12.8
農用地区域外	3.5	3.1	6.6	6.4	2.6	15.6
全体計	8.2	6.7	14.9	9.8	3.7	28.4

(参考)「本調査」と「農林業センサス」との相違について

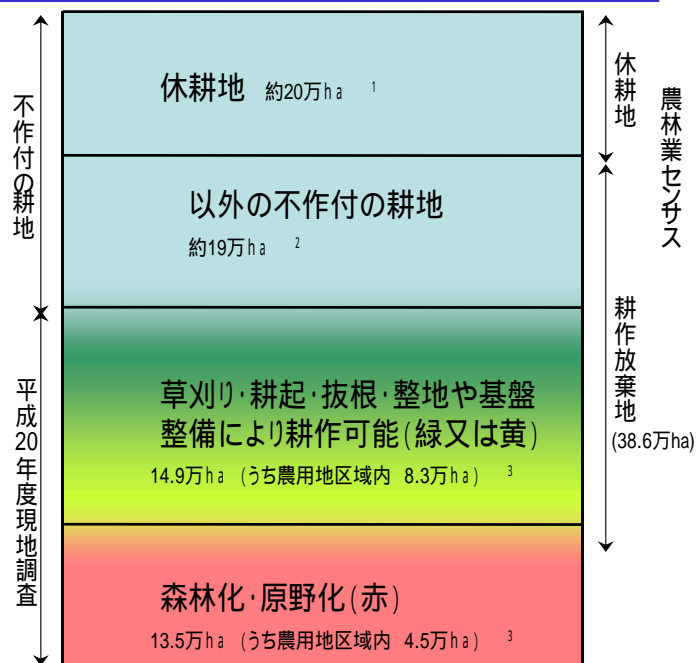
平成20年度に実施された本調査は、実際の土地の状況からみて現状では耕作できないものと市町村等が判断した土地を集計したものです。

したがって、本調査の時に作付けされていなくても、何らかの管理が行われ、耕作が可能と判断されたものは本調査の対象とはなりません。

一方、農林業センサスの耕作放棄地は、「以前耕地であったもので、過去1年間以上作物を栽培していない土地のうち、この数年間に再び耕作する考えのない土地」であり、農家等の意思による記入を基に集計したものです。

このため、土地の状況のいかんに関わらず、農家に耕作の意思がない土地は耕作放棄地としてカウントされます。

このように、本調査とセンサスとは、耕作放棄地の調査方法・定義が異なります(双方の関係については右図参照)。



1. は、農林業センサスで把握している休耕地である。
2. は、推計値であり、農林業センサスで把握している耕作放棄地のうち、何らかの管理はなされず、耕作可能な状態ではあるものの管理水準が低いものと考えられる。
3. 及び³の数値は、平成20年度現地調査の結果に基づく推計である。

耕作放棄地の発生抑制・解消に向けた取組を促進しよう！

耕作放棄地の発生を抑制するためには、新たに第3期対策として始まる「中山間地域等直接支払制度」や「農地・水・環境保全向上対策」を活用し、地域が力を合わせて発生防止に取り組む必要があります。

また、耕作放棄地の解消に向けては、改正農地法による遊休農地解消に向けた措置を適切に運用することはもちろん、再生利用にも積極的に取り組む必要があります。この際、水田の有効活用や農地の利用集積に向けた関連施策等を必要に応じて活用することでその利用を促進しましょう。

特に、農業上重要な地域である農用地区域にある耕作放棄地で、一定の再生作業により耕作可能となると見込まれるものについては、その森林化・原野化を防止し、有効利用を図るため、「耕作放棄地再生利用緊急対策」等を活用し、優先的に再生利用に取り組みましょう。

耕作放棄地解消マニュアル

本マニュアルは、地域の取組の段階、あるいは取組む上での課題となっている項目から参考にすることができるよう「逆引き」方式で作成しています。

下図の「マニュアル・フロー」をご覧頂き、自分の地域の取組が今どの段階にあるのか、その段階からどのような制度を活用してさらに取組を進めればいいのかを検討し、マニュアルの項目を参考にしてみてください。

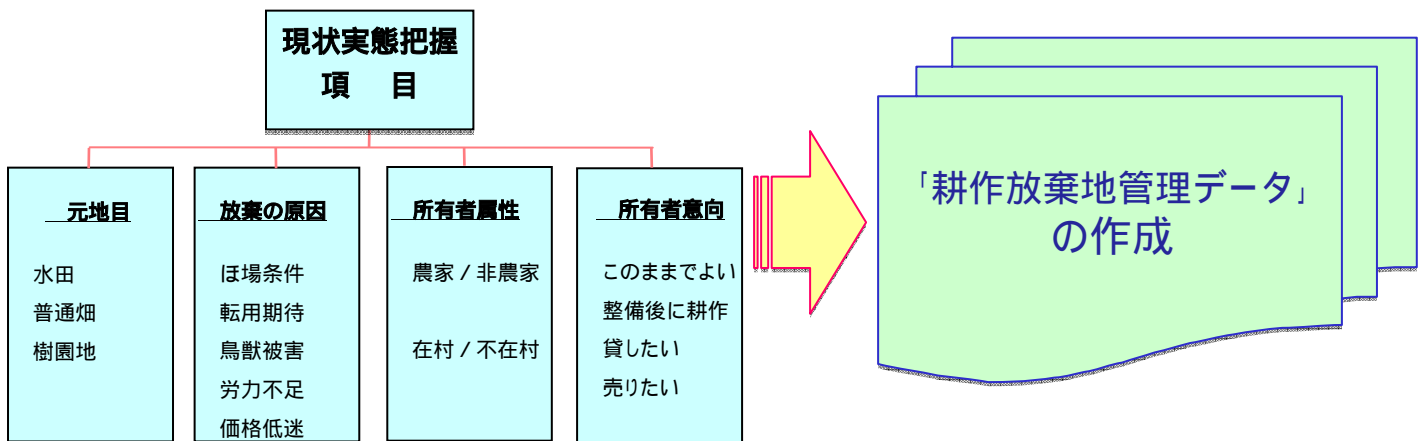
	ページ		ページ
STEP 1 現状把握 まず、何をしたらよいか分からない... ... 8	8	STEP 2 検討・実践 どんな制度を活用したらよいか分からない... ... 30	30
STEP 1 現状把握 1 現況を把握しよう 2 情報を整備・活用しよう 3 話し合いを重ね、再生利用の構想を作ろう 4 農地に戻せない場合は...	8	STEP 2 検討・実践 1 いま取組んでいる事業・制度を活用しよう! 水田を多面的に活用したい! 農地の確保と有効利用を促進したい! 耕作放棄地解消も図った生産基盤整備を進めたい! 耕作放棄の発生を防止したい! 2 新規施策の導入も検討して総合的に取組もう!	30
STEP 2 検討・実践 担い手(利用主体)を見つけたい... ... 11	11	STEP 3 定着・発展 取組を定着・発展させたい! ... 34	34
STEP 2 検討・実践 A 地域に使いたい人(経営)がいる場合は... ... 11	11	STEP 3 定着・発展 1 本格的な経営安定を図りたい! 経営所得の安定化を図りたい! 加工・販売・流通等「6次産業化」を展開したい!	34
STEP 2 検討・実践 1 所有者情報を元にマッチングを図ろう! 2 営農しやすい条件整備をしよう! 総合的な営農条件整備をしたい 土地基盤整備をしたい 鳥獣被害対策をしたい 農業用機械・施設の整備をしたい 人材の育成・確保をしたい	11		
STEP 2 検討・実践 B 地域内に適切な担い手がいない場合は... ... 15	15		
STEP 2 検討・実践 1 新しい利用主体を検討してみよう! 農業参入法人による農地利用を検討したい 都市住民との交流のために活用したい 2 管理コストを削減する方策を検討しよう! 景観保全・農地の保全管理をしたい 家畜の放牧をしたい ビオトープ(生物空間)として保全したい	15		
STEP 2 検討・実践 何を作ったらよいか分からない... ... 20	20		
STEP 2 検討・実践 1 地域の主力作物や伝統作物を見直してみよう! 2 加工・販売等の高付加価値化に取組もう! 3 飼料増産に取組もう! 4 保全管理(景観・資源作物)という手もある!	20		
STEP 2 検討・実践 リーダーがない・想定できない... ... 25	25		
STEP 2 検討・実践 1 多様な主体の参画・協働を模索しよう! 地域の自治組織活動と連携して取組もう 行政・JAと連携して取組もう 2 取組が動き出すきっかけづくりをしよう! アンケート、ワークショップ、交流イベント いろいろ取組んでみよう! 集落支援員・地域コーディネーターなどの力を借りよう!	25		

STEP1
現状把握

まず、何をしたらよいか分からない...

1 現況を把握しよう

- ▶耕作放棄地を解消していく上で、まず、耕作放棄地の一筆ごとの状況を把握することが必要です。あたかも、一筆ごとの「カルテ」を作るかのように、主に以下のような項目に注意をしながら調査を行いましょう。
- ▶現況調査は、一部の人や行政、農業委員会任せにするのではなく、地域住民にも協力を呼びかけて行うことも検討しましょう。より詳しいデータが把握でき、解消方策を検討する際に多いに役立ちます。



こんな事業・制度が使えます！

□農地制度実施円滑化事業費補助金(一部)

- 支援内容
農地法に基づく農地の利用状況の調査、遊休農地に対する指導に対して支援します。
- 対象者・要件等
農業委員会 等

2 情報を整備・活用しよう

- ▶1筆ごとの実態調査結果を元にして、「耕作放棄地台帳」を作成しましょう。最近、地域からの転出や相続により、地域に在住していない人が所有している農地が耕作放棄地化している事例が目立っています。このような耕作放棄地の所有者を確定することは大変な作業ですが、自治体の他部署とも連携しながら可能な限り情報を収集して、より活用できる台帳を作成しましょう。
- ▶GIS(地理情報システム)を活用して「耕作放棄地台帳」を視覚的に把握することは、耕作放棄地解消・活用のみならず、地域の総合的な土地利用を構想するためにも大変役立ちます。

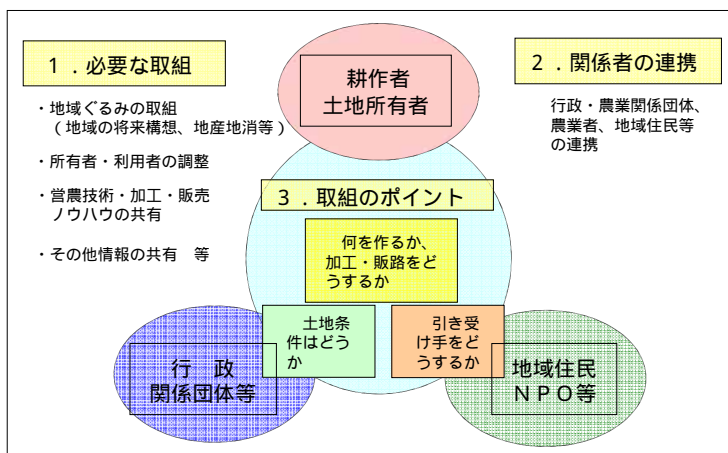
山形県天童市農業委員会
- 調査を毎年地道に地域住民と共に実施 -

- ▶山形県天童市農業委員会は、農用地利用増進法制定(昭和55年)以後、耕作放棄地の実態把握と解消のため、1年も休むことなく継続した実態調査と、所有者への連絡・指導を行っています。
- ▶市内を9地区(旧市区町村)に区分し、農業委員・農業委員会事務局、農業団体等関係者、地元農業経営者による実態調査を実施しています。地元関係者を調査に加えることで、耕作放棄の可能性が高い農地の情報など、より詳細なデータを収集することができます。
- ▶1戸の農家では負担が重い耕作放棄地の復元は、複数の農家がグループを作ってソバを作付けして地元のソバ屋へ供給したり、新しい作物(モモの低樹木栽培)の実証ほとして活用しています。
- ▶「天童市遊休農地解消対策事業」を予算化し、耕作放棄地の抜根・整地に対し10a当たり中山間地で10万円、その他地区は7万円を補助しています。

3 話し合いを重ね、再生利用の構想を作ろう

- ▶耕作放棄地の再生・有効利用のための話し合いを重ね、その結果を基に耕作放棄地の再生利用に向けた構想を作りましょう。その際、農地所有者や地域住民、集落等の地域自治組織が積極的に話し合いに関わることが大切です。アンケート等によっていろいろな意見を集めることもよいでしょう。
- ▶地域の様々な「寄り合い」に際して、「耕作放棄地をどうするか?」といった議題を盛り込むことも一案です。地域の創意工夫を発揮して、地域の実情に見合った解消方策を検討しましょう。

【話し合いのポイント】



福島県本宮市

- 「福舞里プラン」で耕作放棄地解消事業に取り組む -

- ▶本宮市の旧白沢村は、平成14年度に「産業をつくる」「環境をつくる」「人をつくる」を柱とした『花実の里・福舞里プラン』の基本構想を作成しました。平成15年に白沢村農村振興基本計画がとりまとめられ、平成16年6月に国の地域再生計画全国第1号として『福舞里プラン』が認定されました。
- ▶耕作放棄地解消事業を活用した果樹団地の整備等を進めつつ、『福舞里プラン』を実践する法人である「株式会社 福舞里」を、民間出資によって設立しました。
- ▶耕作放棄地の解消によって誕生した果樹団地でのワイン用ブドウや山芋の生産や、それらを活用した特産品開発・販売事業、耕作放棄地を活用した市民農園の開設など、暮らしやすい農村をつくるために奮闘しています。

4 農地に戻せない場合は・・・

- ▶解消方策の検討を進めても、既に森林化しているような耕作放棄地については、農地としての再生利用は不可能なのが現実です。このような場合、現状の「森林」を積極的に地域資源として保全することを考えましょう。

こんな事業・制度が使えます！

〇農山漁村地域整備交付金

●支援内容

森林の生産力の回復・増進等の観点から、非農地化した耕作放棄地を対象として、土地条件の改良、植栽等を行うことを支援します。

●対象者・要件等

都道府県、市町村、森林整備法人、森林組合、森林所有者等で、1施行地の面積が0.1ha以上

愛媛県伊予市

- 植林による保全で新たな就業機会の創出へ -

- ▶愛媛県伊予市では、近年になりみかん園・栗園の耕作放棄地の拡大が問題となっています。そこで、今後の農地としての管理が困難である農地では、植林が行われています。
- ▶植林や植林後の管理を含めた作業については、市・JA・森林組合が出資する「プロシーズ」が受託し、地域住民を雇用することにより、新たな就業機会の創出も行っています。



A 地域に使いたい人（経営）がいる場合は...

1 所有者情報を元にマッチングを図ろう！

▶耕作放棄地解消マニュアルの本頁以降では、耕作放棄地の農地としての再生利用、保全を考えます。
▶規模拡大を指向している農家や法人が地域内に存在する場合は、それらの経営へ利用集積を行うことを考えますが、その際に十分に把握すべきことは、所有者・利用希望者双方の意向です。特に所有者の意向を把握することは、いわゆる「不在地主」の所有する農地も増加していることから、困難が伴いますが重要です。地域に使いたい人（経営）がいる場合には、耕作放棄地の現況把握の際に所有者の意向把握にも努め、利用したい人（経営）への利用集積がスムーズに行くようにしましょう。

こんな事業・制度が使えます！

□ 農地利用集積事業

●支援内容

農地利用集積円滑化団体（市町村、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、地域担い手協議会等）が行う調整活動を支援します。

●対象者・要件等

農地利用集積円滑化団体

2 営農しやすい条件整備をしよう！

総合的な営農条件整備をしたい

こんな事業・制度が使えます！

□耕作放棄地再生利用緊急対策

●支援内容

荒廃した状態の耕作放棄地を貸借等により引き受ける再生利用者が行う、再生作業や土づくり、必要な施設（用排水施設、農道、農業機械・施設等）の整備等を総合的に支援します。

●対象者・要件等

農業を営む個人、農業者組織、農業参入法人 等



土地基盤整備をしたい

こんな事業・制度が使えます！

□ 農地環境整備事業

● 支援内容

耕作放棄地が介在する地域を対象として、優良農地への悪影響を除去するために団地内に点在する耕作放棄地を分離する等、土地利用調整と一体となった整備を支援します。

● 対象者・要件等

都道府県・市町村（受益面積10ha以上の要件あり）

□ 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業

● 支援内容

地域における耕作放棄地の発生や担い手への利用集積の状況等を踏まえ、必要となる基盤整備・関連支援施策の総合的・一体的な実施を支援します。

● 対象者・要件等

受益面積20ha以上、耕作放棄地及びそのおそれのある農地を一定割合以上含むこと 等

□ 国営緊急農地再編整備事業

● 支援内容

広域な地域において、生産基盤の整備等を行うことにより、緊急的に生産性の向上と耕作放棄地の解消・発生防止による優良農地の確保を図り、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化を支援します。

● 対象者・要件等

- ・ 受益面積400ha以上（うち区画整理200ha以上）
- ・ 耕作放棄地及びそのおそれのある農地を一定割合以上含むこと 等

群馬県嬭恋村

- 主力の高原野菜を拡大 -

➤群馬県嬭恋村袋倉地区では「農地環境整備事業」を活用して耕作放棄地を整備し、高原野菜生産の担い手への流動化を図っています。事業実施前は、ほ場への耕作道が不整備なため機械化営農が図れず耕作放棄が進行していましたが、道路等の整備により生産区域における3.8haの耕作放棄地で営農が再開されました。

➤また、本事業の導入により、保全管理区域における3.2haの耕作放棄地で管理用道路の整備、植樹等が行われ、農地保全に利活用されています。

鳥獣被害対策をしたい

こんな事業・制度が使えます！

□鳥獣被害防止総合対策交付金

●支援内容

鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援します。

●対象者・要件等

地域協議会、地方公共団体 等

農業用機械・施設の整備をしたい

こんな事業・制度が使えます！

◆耕作放棄地解消時には…

□耕作放棄地再生利用緊急対策

前掲11ページ参照

□農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

●支援内容

地方自治体が地域の自主性と創意工夫により、耕作放棄地の解消等の農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備等の総合的取組を交付金により支援します。

●対象者・要件等

都道府県、市町村、農業者等の組織する団体 等

◆耕作放棄地解消後には…

□経営体育成交付金

●支援内容

多様な農業経営体を育成・確保するため、経営体育成に必要な機械施設整備等に対し総合的に支援します。

●対象者・要件等

農業者 等

□強い農業づくり交付金(産地競争力の強化)

●支援内容

産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設整備や小規模土地基盤整備等を支援します。

●対象者・要件等

民間団体 等

□農畜産業機械等リース支援事業

●支援内容

産地収益力の向上、経営体の育成、畜産業の新規就農等に必要な農業機械等をリース方式で導入する場合の負担を軽減します。

●対象者・要件等

農業者 等

人材の育成・確保をしたい

こんな事業・制度が使えます！

□農の雇用事業

- 支援内容
農業法人等が就農希望者を雇用して新たに実施する実践的な研修を支援します。
- 対象者・要件等
農業法人 等

□雇用創出の基金による事業(厚生労働省所管)

都道府県に基金を造成し以下の事業を行います。

ふるさと雇用再生特別基金事業

- 支援内容
地域の創意工夫で、地域の求職者等が継続的に働く場を創り出します。
- 対象者・要件等
地方公共団体より民間企業等に事業委託。

緊急雇用創出事業

- 支援内容
離職を余儀なくされた失業者等の一時的な雇用・就業機会を創ります。
- 対象者・要件等
地方公共団体より民間企業等に事業委託。地方公共団体による直接実施も可能。

重点分野雇用創出事業

- 支援内容
介護、医療、農林等今後成長が見込まれる分野で雇用創出や人材育成を行います。
- 対象者・要件等
地方公共団体より民間企業等に事業委託。地方公共団体による直接実施も可能。

秋田県三種町・鳥取県境港市 - 耕作放棄地を再生し地域雇用を創出 -

➤秋田県三種町では、「ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用して「農業による遊休地などの利活用とコミュニティビジネス創出事業」を創設し、三種町から事業委託を受けた「NPO法人一里塚」が新規就農者7名を雇用し、耕作放棄地を再生した農地2.2haにおいて、ブルーベリーなどを栽培しています。雇用された就農者は栽培技術を習得し、農業者として自立することを目指しています。

➤鳥取県境港市では、財団法人境港市農業公社が、耕作放棄地を活用して、かつて地域の主要作物であった和錦(伯州錦)を栽培、復活させ、地域産業の活性化を図る取組をおこなっています。「ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用して臨時職員を5人雇用し、耕作放棄地を再生した1haの畑で、伯州錦を栽培しています。

B 地域内に適切な担い手がない場合は・・・

1 新しい利用主体を検討してみよう！

➤地域内に耕作放棄地を利活用できる農業者等が見つからない場合は、非農業者や農業生産法人以外の企業、NPO、都市住民など、新しい利用主体を検討することも可能です。地域農業との調和を大切にしながら、地域にあった新しい農地利用の担い手を検討しましょう。

農業参入法人による農地利用を検討したい

こんな事業・制度が使えます！

□耕作放棄地再生利用緊急対策

前掲11ページ参照

福島県南会津町・新潟県糸魚川市 - 建設業者による農業参入 -

➤福島県南会津町の「(有)F.K.ファーム」は、自己施工や県単独事業「稔りの農地総合再生事業」を活用して43.85haの耕作放棄地を解消し、ソバを基幹作物として生産するとともに、ソバ製粉所や自家生産原料を利用したソバ店、農産物直売所を開設し「6次産業化」の展開を図っています。

➤新潟県糸魚川市の「小田島建設」は、農地が荒廃し人々が地区を離れ地域に活力がなくなれば当地区にある建設会社としての存在意義がなくなると考え、農地の保全・地域活性化のため、農業参入を決意し、平成16年に糸魚川市が「翠の里産業共生特区」を申請したことを契機として、特区制度を利用した農業参入を果たしました。稲作の他、越の丸茄子、ブルーベリー等を作付けしています。

長野県上田市・青森県弘前市 - 食品関連産業による農業参入 -

➤長野県上田市旧丸子地区では、「陣場地区土地利用研究委員会」を組織し、耕作放棄地化した桑園を県の「地域づくり総合支援事業」も活用し、ブドウ園化しました(写真)。また、県農業開発公社を経由して、ワインメーカーの子会社である「ラ・ヴィーニュ」への利用集積も図り、ワインセミナーや収穫祭にも取り組んでいます。

➤青森県の弘前市では、青森県の「津軽・生命科学食料特区」として認定された時期に農業参入した地元の漬物業者である「ナガホリ商店」が、耕作放棄地であった農地で営農を再開しています。



都市住民との交流のために活用したい

こんな事業・制度が使えます！

□広域連携共生・対流等対策交付金

●支援内容

都市と農村の多様な主体が参加して行う共生・対流に資する取組の中で実施される耕作放棄地の地力維持工事や市民農園等の整備に対して支援します。

●対象者・要件等

民間団体（公募）

□耕作放棄地再生利用緊急対策

前掲11ページ参照

□農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

前掲13ページ参照

神奈川県小田原市

- NPO法人等による市民農園・体験農園の開設 -

▶小田原市では、「小田原市都市農業成長特区」として、農業への企業参入や地方自治体及び農協以外の法人による市民農園の開設を促進しています。それを契機として、2005年より、NPO法人が中心となり、市民農園の開設や新規就農者の研修、障害者等の自立支援や能力開発等に関する事業を行う中で、約5haの耕作放棄地の解消実績を上げています。

▶NPOは、教育や福祉、地域社会活性化、雇用対策、都市と農村との交流といったそれぞれのテーマを持って活動しており、農業を様々な目的として活用できる可能性を模索する上で期待することができます。



岐阜県郡上市

- 山菜による農地の有効活用と直売所による交流 -

▶岐阜県郡上市では、耕作放棄地の拡大に対して、「山菜王国郡上」をスローガンとして山菜栽培に取り組んでいます。山菜の栽培は比較的鳥獣被害を受けにくく、軽量で高齢者・女性でも容易に取組み易いことから、山採り山菜の直売所販売だけでなく、JAとも連携して耕作放棄地を活用した栽培を開始しました。

▶また、新規作物の販路確保のため朝市や直売所を行政側が設置し、土地需要の拡大・定着を図っています。



2 管理コストを削減する方策を検討しよう！

➤耕作放棄地を復旧しても地域内に適切な担い手が見当たらず、すぐには積極的な営農に結びつかない場合は、できるだけ管理コストを抑えて農地を保全管理する方策を検討してみましょう。菜の花やヒマワリといった景観作物・油糧作物等の植栽や家畜の放牧等により保全管理しておくことによって、利用したい人(経営)が現れた際にすぐに農地として利用することが可能になります。

景観保全・農地の保全管理をしたい

こんな事業・制度が使えます！

□「農地・水・環境保全向上対策」のうち共同活動支援交付金

●支援内容

地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を効果的に保全・向上する共同活動の一環として遊休農地発生防止のための保全活動を支援します。

●対象者・要件等

農業者、農業者団体、非農業者、地域住民団体、NPOから構成される団体。要件は、市町村と協定を結ぶこと等

埼玉県本庄市

- 農地・水・環境保全向上対策で「人の心も耕そう！」 -

➤埼玉県本庄市小和瀬地区では、民間の有志で結成した「小和瀬農村環境保全協議会」を結成し、「甦れ！小和瀬」をスローガンとして、平成19年度から農地・水・環境向上保全対策事業を活用しながら、地区に点在している耕作放棄地を農地に復元しています。

➤作業には、自治会や地元農家、住民やボランティアグループの協力を得て、抜根や草刈り作業を行い、平成20年度からは、再生した農地でコスモスや野菜の作付けを開始し、地域の活性化にも役立っています。



愛知県田原市・静岡県御前崎市
- 菜の花作付で「食・エネルギー生産の場」を残そう -

- 愛知県田原市では、「たはらエコガーデンシティ構想」に基づき、「菜の花エコプロジェクト」を推進しています。耕作放棄地や転作田に菜の花を植え、菜種を収穫し、搾油して菜種油にしたものを料理や学校給食に使い、搾油時に出た油かすは肥料や飼料として活用しています。廃食用油は回収し、バイオディーゼル燃料(BDF)としてリサイクルし、資源循環社会の構築に寄与する取組を実施しています。
- 静岡県御前崎市合戸地区では、地域の農業者や関係機関が連携して「合戸農業を考える会」を設立し、農地・水・環境向上対策により耕作放棄地の解消に取り組んでいます。まず、耕作放棄地を電柵で囲い牛を放牧して舌草刈等により農地を復旧させ、その復元農地に菜種を栽培して、農地の利用を定着させています。収穫された菜種は油に加工され、直売所での販売や地域の学校の給食に利用されています。

家畜の放牧をしたい

こんな事業・制度が使えます！

□強い農業づくり交付金＜放牧利用条件整備＞

- 支援内容
耕作放棄地等を放牧地として活用するための牧柵や給水施設等の整備を支援します。
- 対象者・要件等
都道府県、市町村、農業者の組織する団体 等

□草地畜産基盤整備事業のうち草地林地一体的利用総合整備事業

- 支援内容
耕作放棄地の草地整備等、畜産的活用のための土地整備及び畜舎等関連施設の整備を支援します。
- 対象者・要件等
都道府県農業公社等(耕作放棄地率が1割以上の市町村については林野率要件を緩和して実施)

島根県太田市
- 「むらごと放牧」で農地を活かす -

- 島根県太田市では、放牧の普及に力を入れてきましたが、肉用牛飼養農家の約40%が放牧に着手するとともに、里地放牧、保全型放牧、山地畜産、水田放牧等多様な放牧への展開がみられます。太田市で放牧が広がりを見せているのは、生産者の主体性と相互の連携はもちろんのこと、市、研究機関、NPO等の支援・連携が大きな役割を果たしています。
- 放牧は草地自体の持つ多面的機能に加えて、飼料自給率の向上、家畜の健康増進、さらには省力効果、獣害防止効果等多角的利用価値を有しており、中山間地域の活性化に大きな効果を発揮していくことが期待されています。



ビオトープ（生物空間）として保全したい

こんな事業・制度が使えます！

□農地環境整備事業

前掲12ページ参照

□「農地・水・環境保全向上対策」のうち共同活動支援交付金

前掲17ページ参照

□農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

前掲13ページ参照

石川県加賀市

- 渡り鳥と水田との伝統的共存を目指して -

➤石川県では、「ちいさないしかわ動物園」としてビオトープ活動を積極的に支援している背景もあり、地域共同による生態系保全のための活動を推進しています。

➤鴨池地区の取組みは地区内にある鴨などの餌場を確保するため、耕作放棄されている農地を含めて冬期湛水を実施しています。鴨池観察館を中心として、片野町生産組合・下福田町生産組合、町内会、婦人会で構成される「鴨池周辺地域資源保全会」が主な活動主体です。施設の点検、共同作業計画の策定、周辺の草刈、水路の泥上げ、農道の整備などで主に生産組合が担当し、町内会も強力しています。集落への景観作物の植栽や生物の監視を行う活動は、観察館と婦人会が中心となって活動しています。



1 地域の主力作物や伝統作物を見直してみよう！

こんな事業・制度が使えます！

□産地収益力向上支援事業

●支援内容

産地自らが収益力向上のためプログラムを策定し、その実現に向け実施する生産・流通・加工分野での取組を支援します。

●対象者・要件等

産地収益力向上協議会、市町村、民間団体 等

□果樹経営支援対策事業

●支援内容

果樹産地自らが立てた戦略に基づき、優良品目・品種への転換、小規模な園地整備等を通じた産地づくりを支援します。

●対象者・要件等

農業者団体 等

滋賀県米原市

- 伝統食品の見直しから生産拡大へ -

➤米原市の旧伊吹町では、野菜・花・果樹・山菜の商品化を目指すために各産品の特産品グループを立ち上げ、農産物の直売所を運営することで耕作放棄地の解消を図っています。

➤直売所では、地域特産品であるソバ、薬膳料理、牛乳が好評を博した他、大根、ミョウガ、サツマイモ、柿等の地域特産品も販売しています。取組を進める中で、今後耕作放棄がされそうな農地にもソバ40haが作付され、耕作放棄地30aの解消により作付された特産品の「伊吹だいこん」とセットで販売することにより、さらに農地の需要が高まっています。

島根県江津市

- 厄介者の桑から健康食品を開発 -

➤島根県江津市旧桜江地区に平成8年に福岡市から1ターンしたF氏夫妻は、健康食品としての桑葉の有効成分に着目し、茶や食品として活用できるよう、県の試験施設（島根県産業技術センター）や島根大学医学部等とも協働しつつ開発を重ね、町役場の熱心な支援も得つつ、平成10年に桜江町内の遊休桑園を活用して桑葉茶を生産する任意団体「桜江町桑茶生産組合」を地元の農家ら21人と起業しました。

➤有機生産した桑茶や桑・大麦若葉等を使用した青汁、桑の実を原料とした加工食品など、健康食品の生産・販売を展開し、2002年には桑園、加工施設などで有機JAS認定を取得し、グループ企業合計で約60名（パート含む）を雇用しています。

2 加工・販売等の高付加価値化に取り組もう！

こんな事業・制度が使えます！

□農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

前掲13ページ参照

□農業改良資金関係事業

●支援内容

生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある新たな取組等に必要な資金を無利子で貸付けします。

●対象者・要件等

認定農業者、主業農家 等

□未来を切り拓く6次産業創出事業(地産地消・販路拡大・価値向上)

農商工等連携支援

●支援内容

農商工連携の一層の推進のため、専門的なアドバイスを行うコーディネーターの活動、観光業等様々な異業種とも連携した新商品開発や販路拡大等の取組を支援します。

●対象者・要件等

民間企業 等

農商工等連携促進施設整備支援

●支援内容

農商工連携の本格的な事業化を促進するため、農林漁業者と食品事業者が安定的な取引関係を確立して行う食品の加工・販売施設や農林漁業用機械施設の整備等を支援します。

●対象者・要件等

民間企業 等

地産地消の推進

●支援内容

地産地消の活動に必要な施設の整備に対する支援として、強い農業づくり交付金の中に特別枠を設け、直売所、加工処理施設、地域食材供給施設等の整備に対して支援します。

●対象者・要件等

都道府県、市町村、農業者の組織する団体 等

農業主導型6次産業化整備事業

●支援内容

農業法人等が農業生産のみならず、加工・流通・販売等、農業サイド主導の経営の6次産業化に取り組む場合に必要加工機械の導入や販売施設の整備等を支援します。

●対象者・要件等

農業法人 等

香川県小豆島町 - オリーブを柱とした地域づくり -

- 過疎化・高齢化により農業の担い手不足、地場産業である醤油・佃煮産業等が停滞する中、島の貴重な特産物であるオリーブで「農業・食品製造業・観光業」の活性化を図るため、農業者や加工業者が耕作放棄地を活用してオリーブ栽培に取り組み、果実や葉などの原材料を確保しています。
- 県の補助事業等を利用して、雑木林や竹林等となっていた荒廃農地の伐採・伐根を行い、農地の再整備を行いました。このうち、約4haにおいて「小豆島・内海オリーブ振興特区」（平成15年4月認定）により農業参入した地元食品加工企業（醤油や佃煮等）4社がオリーブ栽培に取り組み、全体で約50ha・約10トンのオイルや加工品製造・販売に取り組んでいます。

愛媛県砥部町 - 観光梅園を核とした耕作放棄地の解消 -

- 愛媛県砥部町では、耕作放棄地化した農地を整備し、そこに梅を植え、観光梅園とすることで耕作放棄地の解消を図っています。毎年「梅祭り」を開き、多数の観光客が訪れるようになっています。
- 管理などの運営は入園料と中山間地域等直接支払制度による交付金の一部を活用することによりまかなうとともに、平成21年度では、梅の加工施設を「農業近代化資金」と「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」によって設置しています。



茨城県那珂市 - 耕作放棄地でのアシタバ栽培で排出量取引 -

- 「あさ川製菓(株)」では、環境貢献のため工場からの温室効果ガスの排出を減らす設備改善等を行ってきましたが、平成21年度から耕作放棄地で健康野菜のアシタバを育て、成長過程で吸収した二酸化炭素の量を工場からの排出量と相殺する取組を開始しました。
- 「あさ川製菓(株)」は、通常のアシタバより耐寒性に優れた品種の苗を(株)農学研センター（茨城県ひたちなか市）から購入し、耕作放棄地1haに植え付けました。栽培はNPO法人「人と自然を支えるプロジェクト」（茨城県ひたちなか市）に委託していますが、年間収穫量は約50トンと想定しています。
- 収穫したアシタバは、「あさ川製菓(株)」が和菓子の原料として活用することとしています。

3 飼料増産に取り組もう！

こんな事業・制度が使えます！

□ 耕畜連携粗飼料増産対策事業

● 支援内容

耕畜連携により粗飼料作付田等への堆肥施用等の取組を行う農業者に対して定額を助成します。また、作付を行っていない畑等に飼料作物を新たに作付し、当該ほ場に堆肥を散布する取組に対し、単年度に限り、定額を助成します。

● 対象者・要件等

農業者 等

□ 草地畜産基盤整備事業のうち畜産担い手育成総合整備事業

● 支援内容

畜産の担い手への飼料生産基盤の利用集積を計画的かつ加速的に推進するため草地、野草地、耕作放棄地等の整備改良等を総合的かつ一体的に実施します。

● 対象者・要件等

都道府県農業公社 等

佐賀県藤津地区

- 移動放牧による耕作放棄地利用 -

▶ 佐賀県西南部に位置する鹿島市・太良町・嬉野市をまたぐ藤津地区で取組まれているのは、「移動放牧」という周年的な放牧です。これは、小区画の圃場を区画毎に電気牧柵で囲い、2～4頭の牛群を移動させながら放牧する形態であり、耕作放棄地が耕地の中に虫食い状態にあっても放牧利用できる点に特徴があります。

▶ 設置・回収が簡易である電気牧柵の利用により、素早い放牧地移動が可能です。これによって取組戸数は28戸、放牧面積は92.3ha、放牧頭数は348頭に達しています。太良町では、町の事業によって電気牧柵設置などを支援し、普及センターは県単独事業を活用して推進を図っています。また放牧地の斡旋は農業委員会が中心となる体制を構築しています。

4 保安全管理（景観・資源作物）という手もある！

こんな事業・制度が使えます！

□農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動支援交付金
前掲17ページ参照

石川県七尾市 - 景観作物植栽の促進 -

- ▶石川県七尾市では耕作放棄地の解消策として、景観作物(菜の花)の作付けに取り組んでいます。平成16年に曲地区内に市道が開通し、隣接する農地の管理が問題となり、そこで菜の花の作付けが開始されました。
- ▶菜の花の管理は「能登島曲地区活性化委員会」という地域の農家を中心とした組織が行っており、平成18年に「バイオマスタウン啓蒙事業」を利用して、種や耕うん機を購入し、搾油機も導入しています。



富山県魚津市 - 中山間地域連絡協議会による集落間連携 -

- ▶富山県魚津市では、個々の集落での個別の対応では耕作放棄地を解消できないとして、魚津市農林水産課が中心となって「魚津市中山間地域連絡協議会」を設立し、複数集落間による共同・連携によって耕作放棄地を解消し、景観作物(ヒマワリ)の栽培や小学生の農業体験学習等を行っています。
- ▶中山間地域直接支払交付金の共同取組活動分を活用して、作業機械の共同購入、「草刈り隊」による草刈り、サル防除のための電気柵の設置などを展開しています。

1 多様な主体の参画・協働を模索しよう！

地域の自治組織活動と連携して取組もう

こんな事業・制度が使えます！

□農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

前掲13ページ参照

□農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動支援交付金

前掲17ページ参照

京都府福知山市 - 地域自治組織 -

- ▶京都府福知山市では、集落での労働力不足による耕作放棄地の拡大に対して、旧村単位の集落でまとまった地域自治組織をつくり、労働力と機械を確保し、草刈りなどの活動を行っています。
- ▶上六部集落は、「かみむとべ営農」として複数集落をまたいだ農業生産法人を結成し、機械の共同利用や草刈りを実施しています。今後は、草刈りした農地での伝統作物の作付けを目標としています。

福島県二本松市

- NPO「ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会」 -

- ▶福島県二本松市旧東和町では耕作放棄地解消と地域活性化を結びつけることを目的として「東和町桑葉生産組合」が設立され、健康食品としての桑茶生産を開始しました。
- ▶この取組は、平成17年に設立されたNPO法人「ゆうきの里東和ふるさとづくり協議会」に受け継がれ、各種加工品の開発や直売所運営を始めとする多岐にわたる取組へと展開しています。この取組により、活動開始から平成20年までの間、実に47.8haの耕作放棄地の解消に結びついています。



行政・JAと連携して取組もう

埼玉県美里町

- 町を挙げた「観光果樹園100町歩構想」の推進 -

- 埼玉県美里町は、桑園等の遊休化により跡地の有効活用が課題となっていました。平成11年度から5カ年計画で「観光果樹園100町歩構想」事業の展開を開始しました。この事業では、「町中が果樹の甘い香りにつつまれた里」として活性化が図られ、大勢の観光客でにぎわうフルーツの産地にしたいと考え、4品種(ウメ・ブルーベリー・アンズ・ブルーベリー)の栽培を奨励しています。果樹の苗木の無償提供、植え込みや桑園の抜根・整地も、無償で町が行いました。
- これにより、遊休桑園を中心に果樹生産農家への経営転換が進んでおり、事業完了年度の平成15年には、約70haの果樹植栽を終えました。ブルーベリーやブルーリーの摘み取り観光農園がオープンしており、観光客も増加傾向にあります。

香川県観音寺市

- 地域と密着した農業委員会の取組 -

- 香川県観音寺市では、農業委員会が中心となり、農地のパトロールを積極的に行っていますが、遊休農地を発見した場合は、その土地の所有者に意向調査を実施し、土地を貸したいという場合は、土地を借りたい農家に斡旋しています。その際、県単独事業で購入した草刈り機のレンタルなどを通して、助成を行っています。また、復旧された農地を利用する担い手に対して、市単独事業によって反当たり10,000円を支払い、集積を促進しています。

富山県氷見市

- JAが核となりブランド牛生産へ -

- 富山県氷見市では、「地域の農地は農協が守る」をスローガンとして、JAが地域農業の司令塔となって地域農業の維持発展に寄与するため、JA出資法人「JAアグリ氷見」を設立しています。
- その取組みの一つとして、畜産環境総合整備事業を利用した「氷見牛」の飼育を行っています。「JAアグリ氷見」は、農地利用調整、ハトムギの生産振興、「氷見牛」の和牛繁殖肥育一貫経営、WCSの生産を行っています。特に和牛繁殖肥育一貫経営での放牧過程の導入は耕作放棄地の解消に貢献しています。

鹿児島県志布志市 - 茶の新植による耕作放棄地解消 -

- 鹿児島県志布志市は、茶を推奨作物として各種振興施策を展開していますが、高齢化・兼業化等農業経営の不安定要因に加え、土地基盤未整備地域では、大型機械の導入が困難であることから、借り手の確保が難しく、耕作放棄地となる傾向があります。
- このような状況の中、JAあおぞらの子会社である「(有)いろは農園有明」は、高齢化等により耕作できなくなった一定規模(30a以上)の農地について、一定期間借り受けし、茶を新植した後、管理するシステムを導入し、経営規模の拡大を図っています。

山梨県笛吹市 - 市・農委・JAが一体となって「活用推進プラン」を策定 -

- 山梨県笛吹市は「桃・ぶどう日本一の郷宣言」を行うなど、果樹農業が盛んですが、機械化不適地の果樹園を中心に耕作放棄地が目立つようになりました。そこで、農業委員会を中心として耕作放棄地調査を実施し、それに基づき、市・農業委員会・JAふえふきが一体となり、平成19年に「笛吹市遊休農地解消活用推進プラン」を策定しました。
- 「解消活用プラン」は、地区ごとに耕作放棄地発生原因が異なることに鑑み、「担い手への農地集積」、「農業分野での多面的な活用」、「環境保全等に着眼した活用」といったテーマに基づき、解消計画を立てています。
- 併せて、平成19年度より市単独補助事業の「地域提案型遊休農地活用事業」に取組み、農地への復元支援と担い手への流動化を促進し、毎年平均2haの耕作放棄地を解消・利用集積しています。



宮崎県小林市 - 県単事業の活用で整備費用負担を軽減 -

- 宮崎県小林市では、農業委員会の指導と担い手への斡旋に力を入れています。農業委員会が毎年8月にパトロールを行い、不作付地・耕作放棄地への意向調査を行ってきました。平成17年からは反当たり50,000円の遊休農地復元条件整備事業、補助率1/2の老朽ハウス等撤去支援事業、復元後の農地の活用に必要な経費に対して必要性が認められる場合に初年度20,000円が支援される復元農地活用支援事業をメニューとした県単事業「地域が考える優良農地再生・確保対策事業」が開始されたため、積極的な耕作放棄地対策が展開されています。
- 平成20年度からは県単事業「優良農地創出プロジェクト活動」に変更され、地域段階でのプロジェクトチームの設立と再生整備の管理や不在地主との連絡等に対応するコーディネータの設置をメニューに追加しています。さらに、本事業で地域にコーディネータ2名を農業委員会に配属し、3件の耕作放棄地の復元を行っています。